

○東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

平成24年12月28日東大阪市条例第36号

改正

平成26年12月24日条例第59号

平成27年3月31日条例第13号

平成28年3月31日条例第18号

平成30年3月30日条例第13号

平成31年3月29日条例第8号

平成31年3月29日条例第9号

令和3年6月30日条例第19号

令和6年3月29日条例第9号

東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、指定居宅サービス等の事業、指定地域密着型サービスの事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス等の事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業、指定介護予防支援等の事業及び地域包括支援センターの人員、設備及び運営等並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除くほか、法に定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定居宅サービス等 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスをいう。

(2) 指定居宅介護支援等 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。

(3) 指定介護予防サービス等 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスをいう。

(4) 指定介護予防支援等 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第2条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「介護省令」という。）第126条の4の2に定めるところによる。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第42条第1項第2号、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）（居宅サービス基準の改正の際の経過措置を含む。）及び第4条の3に定めるところによる。

(指定居宅サービス事業者等における記録の保存)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定居宅サービス事業者（基準該当居宅サービスの事業を行う者を含む。）は、利用者に対する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）の

提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス基準第39条第2項第1号(居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項第2号、第82条の2第2項第1号、第104条の4第2項第1号(居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項第1号、第139条の3第2項第1号(居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項第1号(居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項第1号、第192条の11第2項第1号、第204条の2第2項第1号(居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項第1号に掲げる計画又は計画書 当該計画の完了の日
- (2) 居宅サービス基準第39条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第2項第1号、第2号、第4号及び第5号(これらの規定を居宅サービス基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号、第82条の2第2項第2号、第4号及び第5号、第90条の2第2項第1号、第3号及び第4号、第104条の4第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項第2号、第4号及び第5号、第139条の3第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項第2号、第3号、第6号及び第7号、第192条の11第2項第5号から第8号まで、第204条の2第2項第2号、第3号、第6号及び第7号(これらの規定を居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。)並びに第215条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる記録 当該サービスを提供した日
- (3) 居宅サービス基準第39条第2項第4号(居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第2項第3号(居宅サービス基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項第5号、第82条の2第2項第3号、第90条の2第2項第2号、第104条の4第2項第4号(居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項第3号、第139条の3第2項第4号(居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項第4号(居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項第5号、第192条の11第2項第4号、第204条の2第2項第5号(居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項第4号に掲げる記録 当該通知の日
- (4) 居宅サービス基準第191条の3第2項第4号、第192条の11第2項第3号及び第9号並びに第204条の2第2項第4号(居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。)に掲げる記録 当該記録を行った日
- (5) 居宅サービス基準第192条の11第2項第2号に掲げる記録 当該報告の日
(指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例)

第4条の2 法第42条の2第1項本文の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該指定地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものにおいて、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅が第3条の規定による指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同条の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護の事業に係る部分の廊下の幅の基準は、それぞれ当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることとする。

（指定居宅サービスの事業の運営における暴力団員等の排除）

第4条の3 指定居宅サービスの事業においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）をその運営に関与させてはならない。
（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員）

第5条 法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第1号の条例で定める者）

第6条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第131条の10の2に定めるところによる。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第7条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）（地域密着型サービス基準の改正の際の経過措置を含む。）及び第9条から第11条の2までに定めるところによる。

（指定地域密着型サービス事業者における記録の保存）

第8条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス事業者は、利用者又は入所者に対する地域密着型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型サービス基準第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第36条第2項第1号（地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号及び第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号（地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）並びに第181条第2項第1号及び第2号に掲げる計画当該計画の完了の日
- (2) 地域密着型サービス基準第3条の40第2項第2号から第5号まで、第7号及び第8号、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号、第36条第2項第2号、第3号、第5号

及び第6号（これらの規定を地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第3号、第4号、第6号及び第7号、第60条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号、第87条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号、第107条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号、第128条第2項第2号、第3号、第6号及び第7号、第156条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号（これらの規定を地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）並びに第181条第2項第3号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる記録 当該サービスを提供した日

(3) 地域密着型サービス基準第3条の40第2項第6号、第17条第2項第4号、第36条第2項第4号（地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第5号、第60条第2項第4号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号（地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項第7号に掲げる記録 当該通知の日

(4) 地域密着型サービス基準第36条第2項第7号（地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項第2号及び第8号、第60条第2項第7号、第87条第2項第8号、第107条第2項第7号、第128条第2項第4号及び第8号、第156条第2項第7号（地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）並びに第181条第2項第10号に掲げる記録 当該記録を行った日

（指定地域密着型サービス事業者における消火器の設置）

第9条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービス基準第22条第1項、第40条の4第1項、第44条第1項、第67条第1項、第93条第2項、第112条第6項、第132条第1項第9号、第160条第1項第5号及び第175条第1項の消火設備のうち消火器の設置について、利用者、入所者又は入居者が直接触れることができない措置を講じなければならない。

（指定地域密着型サービス事業者におけるプライバシーの確保）

第10条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービス基準第93条第2項及び第160条第1項第1号イの居室のうち居間又は共同生活室に面しているものについて、利用者又は入居者のプライバシーを確保する措置を講じなければならない。

（指定地域密着型サービス事業者における協力医療機関）

第11条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービス基準第83条第1項（地域密着型サービス基準第182条において準用する場合を含む。）、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項（地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）の協力医療機関を定めるに当たっては、少なくとも1の協力医療機関について、本市の区域内に所在するものとしなければならない。

（指定地域密着型サービスの事業の運営における暴力団員等の排除）

第11条の2 指定地域密着型サービスの事業においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第11条の3 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第132条の3の2に定めるところによる。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第11条の4 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準」という。）（居宅介護支援基準の改正の際の経過措置を含む。）及び第11条の6に定めるところによる。

（指定居宅介護支援事業者等における記録の保存）

第11条の5 前条の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援の事業を行う者を含む。）は、利用者に対する居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）の提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- （1） 居宅介護支援基準第29条第2項第1号から第3号まで（同項第2号イに掲げる計画を除く。）、第5号及び第6号（これらの規定を居宅介護支援基準第30条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該サービスを提供した日
 - （2） 居宅介護支援基準第29条第2項第2号イ（居宅介護支援基準第30条において準用する場合を含む。）に掲げる計画 当該サービスの提供に係る契約の終了の日
 - （3） 居宅介護支援基準第29条第2項第4号（居宅介護支援基準第30条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該通知の日
- （指定居宅介護支援の事業の運営における暴力団員等の排除）

第11条の6 指定居宅介護支援の事業においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

（指定介護老人福祉施設の指定に係る法第86条第1項の規定により条例で定める定員）

第12条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める定員は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第13条 法第88条第1項及び第2項の規定に基づき定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「老人福祉施設基準」という。）（老人福祉施設基準の改正の際の経過措置を含む。）及び第14条の2に定めるところによる。

（指定介護老人福祉施設における記録の保存）

第14条 前条の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- （1） 老人福祉施設基準第37条第2項第1号（老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）に掲げる計画 当該計画の完了の日
 - （2） 老人福祉施設基準第37条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号（これらの規定を老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該サービスを提供した日
 - （3） 老人福祉施設基準第37条第2項第4号（老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該通知の日
- （指定介護老人福祉施設の運営における暴力団員等の排除）

第14条の2 指定介護老人福祉施設においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第15条 法第97条第1項から第3項までの規定に基づき定める介護老人保健施設の人員、施設

及び設備並びに運営に関する基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「老人保健施設基準」という。）（老人保健施設基準の改正の際の経過措置を含み、第4条第2項及び第41条第5項を除く。）及び第16条の2に定めるところによる。

（介護老人保健施設における記録の保存）

第16条 前条の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 老人保健施設基準第38条第2項第1号（老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に掲げる計画 当該計画の完了の日
- (2) 老人保健施設基準第38条第2項第2号（老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該記録を行った日
- (3) 老人保健施設基準第38条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号（これらの規定を老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該サービスを提供した日
- (4) 老人保健施設基準第38条第2項第5号（老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該通知の日
（介護老人保健施設の運営における暴力団員等の排除）

第16条の2 介護老人保健施設においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第16条の3 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）（介護医療院基準の改正の際の経過措置を含み、第6条第2項及び第45条第5項を除く。）及び第16条の5に定めるところによる。

（介護医療院における記録の保存）

第16条の4 前条の規定にかかわらず、介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護医療院基準第42条第2項第1号（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に掲げる計画 当該計画の完了の日
- (2) 介護医療院基準第42条第2項第2号（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該記録を行った日
- (3) 介護医療院基準第42条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号（これらの規定を介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該サービスを提供した日
- (4) 介護医療院基準第42条第2項第5号（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該通知の日
（介護医療院の運営における暴力団員等の排除）

第16条の5 介護医療院においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させて

はならない。

第17条及び第18条 削除

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護省令第140条の17の2に定めるところによる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第20条 法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。)(介護予防サービス基準の改正の際の経過措置を含む。)及び第21条の3に定めるところによる。

(指定介護予防サービス事業者等における記録の保存)

第21条 前条の規定にかかわらず、指定介護予防サービス事業者(基準該当介護予防サービスの事業を行う者を含む。)は、利用者に対する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)の提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防サービス基準第73条第2項第2号、第83条第2項第1号、第122条第2項第1号、第141条第2項第1号(介護予防サービス基準第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。)、第194条第2項第1号(介護予防サービス基準第210条において準用する場合を含む。)、第244条第2項第1号、第261条第2項第1号、第275条第2項第7号(介護予防サービス基準第280条において準用する場合を含む。)及び第288条第2項第6号に掲げる計画又は計画書 当該計画の完了の日
- (2) 介護予防サービス基準第54条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号(これらの規定を介護予防サービス基準第61条において準用する場合を含む。)、第73条第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号、第83条第2項第2号、第4号及び第5号、第92条第2項第1号、第3号及び第4号、第122条第2項第2号、第4号及び第5号、第141条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を介護予防サービス基準第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。)、第194条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号(これらの規定を介護予防サービス基準第210条において準用する場合を含む。)、第244条第2項第2号、第3号、第6号及び第7号、第261条第2項第5号から第8号まで、第275条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号(これらの規定を介護予防サービス基準第280条において準用する場合を含む。)並びに第288条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる記録 当該サービスを提供した日
- (3) 介護予防サービス基準第54条第2項第3号(介護予防サービス基準第61条において準用する場合を含む。)、第73条第2項第5号、第83条第2項第3号、第92条第2項第2号、第122条第2項第3号、第141条第2項第4号(介護予防サービス基準第159条、第166条及

び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項第4号（介護予防サービス基準第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項第5号、第261条第2項第4号、第275条第2項第4号（介護予防サービス基準第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項第3号に掲げる記録 当該通知の日

(4) 介護予防サービス基準第244条第2項第4号、第261条第2項第3号及び第9号並びに第275条第2項第3号（介護予防サービス基準第280条において準用する場合を含む。）に掲げる記録 当該記録を行った日

(5) 介護予防サービス基準第261条第2項第2号に掲げる記録 当該報告の日
(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例)

第21条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの又は指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該指定地域密着型介護老人福祉施設と一体的に運営が行われるものにおいて、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅が第20条の規定による指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同条の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護事業に係る部分の廊下の幅の基準は、それぞれ当該指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることとする。

(指定介護予防サービスの事業の運営における暴力団員等の排除)

第21条の3 指定介護予防サービスの事業においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第22条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護省令第140条の27の2に定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第23条 法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。）（地域密着型介護予防サービス基準の改正の際の経過措置を含む。）及び第25条から第28条までに定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者における記録の保存)

第24条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する地域密着型介護予防サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項第1号、第63条第2項第1号及び第2号並びに第84条第2項第1号に掲げる計画 当該計画の完了の日

(2) 地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号、

第63条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号並びに第84条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる記録 当該サービスを提供した日

(3) 地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項第4号、第63条第2項第5号及び第84条第2項第4号に掲げる記録 当該通知の日

(4) 地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項第7号、第63条第2項第8号及び第84条第2項第7号に掲げる記録 当該記録を行った日

(指定地域密着型介護予防サービス事業者における消火器の設置)

第25条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項、第48条第1項及び第73条第2項の消火設備のうち消火器の設置について、利用者が直接触れることができない措置を講じなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者におけるプライバシーの確保)

第26条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス基準第73条第2項の居室のうち居間又は共同生活室に面しているものについて、利用者のプライバシーを確保する措置を講じなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者における協力医療機関)

第27条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス基準第59条第1項及び第82条第1項の協力医療機関を定めるに当たっては、少なくとも1の協力医療機関について、本市の区域内に所在するものとしなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営における暴力団員等の排除)

第28条 指定地域密着型介護予防サービスの事業においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

(指定介護予防支援事業者の指定に係る法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第29条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護省令第140条の34の2に定めるところによる。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第30条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)(介護予防支援基準の改正の際の経過措置を含む。)及び第32条に定めるところによる。

(指定介護予防支援事業者等における記録の保存)

第31条 前条の規定にかかわらず、指定介護予防支援事業者(基準該当介護予防支援の事業を行う者を含む。)は、利用者に対する介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)の提供に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防支援基準第28条第2項第1号から第3号まで(同項第2号イに掲げる計画を除く。)、第5号及び第6号(これらの規定を介護予防支援基準第32条において準用する場合を含む。)に掲げる記録 当該サービスを提供した日

(2) 介護予防支援基準第28条第2項第2号イ(介護予防支援基準第32条において準用する場合を含む。)に掲げる計画 当該サービスの提供に係る契約の終了の日

(3) 介護予防支援基準第28条第2項第4号(介護予防支援基準第32条において準用する場合を含む。)に掲げる記録 当該通知の日

(指定介護予防支援の事業の運営における暴力団員等の排除)

第32条 指定介護予防支援の事業においては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

(地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準)

第33条 法第115条の46第5項の規定に基づき定める地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準は、介護省令第140条の66(同条の改正の際の経過措置を含む。)及び次条に定めるところによる。

(地域包括支援センターの運営における暴力団員等の排除)

第34条 地域包括支援センターにおいては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第4条、第8条、第14条、第16条、第18条、第21条及び第24条の規定は、この条例の施行の際現に保存されている記録についても適用する。

3 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設の居室(老人福祉施設基準第3条第1項第1号イに掲げる基準に適合しない部分に限る。以下同じ。)に係る基準については、第13条の規定にかかわらず、老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」とあるのは「4人以下とすること。」として、本市の基準とする。この条例の施行の日以後に当該指定介護老人福祉施設の居室の改築(指定介護老人福祉施設の既存の施設を全て取り壊した後、これと同様の規模の施設を他の場所に新たに建設する場合を含む。)を行う場合の当該居室に係る改築後の基準についても、同様とする。

附 則 (平成26年12月24日条例第59号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第8条、第11条の5及び第31条の規定は、この条例の施行の際現に保存されている記録についても適用する。

附 則 (平成27年3月31日条例第13号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護又は同省令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者における記録の保存については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条第4号の改正規定(「及び第8号」の次に「、第156条第2項第7号」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第9号）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第3条中東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（以下「介護基準条例」という。）第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の介護基準条例第4条、第8条及び第21条の規定は、この条例の施行の際現に保存されている記録についても適用する。

附 則（令和3年6月30日条例第19号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第9号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年6月1日から施行する。